

学校経営等に対する提言に関する要領

(目的)

第1条 この要領は、教職員が校長の学校経営等に関し、自らの意見を校長に提言することにより、学校をよりよいものにすることを目的とする。

(提言の内容)

第2条 教職員は、次に掲げる事項に関し、校長に提言することができる。

- 一 校長の「学校経営」
- 二 校長の「学校教育の管理」
- 三 校長の「教職員の管理・育成」

(提言の方法)

第3条 前条の規定による提言を行おうとする教職員は、提言事項を提言シート（別紙様式）に記載のうえ、校長に提出するものとする。

- 2 提言シートの提出ができる期限は、当該年度の12月15日とする。
- 3 提言シートを提出した者は、校長の求めに応じて、提言の内容及び理由を説明するものとする。

(提言シートの取扱い)

第4条 校長は、提出された提言シートについて、写しを所管教育委員会教育長あてに提出する。

- 2 写しの提出期限は、当該年度の1月31日とする。

(守秘義務)

第5条 提言シートを取り扱う教職員は、提出者及び氏名、提言内容その他の提言シートに関し、職務上知るに至った秘密を提言シートの処理に關係のない者に漏らしてはならない。

(不利益取扱いの禁止)

第6条 教職員は、提言シートを提出したことにより、不利益な取扱いを受けることはない。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、学校経営等に対する提言に関し必要な事項は、教育人事課長が別に定める。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年8月31日から施行する。